平成２３年（フ）第２０７号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼3085番地
ルーベンスⅡ102号
債務者　中野　　聡
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮田　房之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２２１６号
札幌市東区北10条東15丁目２番12―406号
債務者　太田　光彦
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀧澤　啓良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３６１号
北海道江別市萌えぎ野中央８番地の７
債務者　中原　昌代
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　純也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月２日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９８２号
札幌市中央区宮の森２条16丁目１番20―103号
債務者　高林　和美
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　　均
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第５２１号
埼玉県八潮市大字古新田1079番地
債務者　坂井千賀子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５４０号
埼玉県草加市遊馬町1083番地６
債務者　藤吉　里江
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５５６号
埼玉県三郷市戸ケ崎１丁目208番地３　アーバンライフⅡ101号
債務者　戸口田　司
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５７２号
埼玉県春日部市大場1124番地　高橋住宅
債務者　武藤のぶ子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４２８号
埼玉県本庄市柏１丁目３番41号　ガーデンヒルズ308号室、住民票上の住所群馬県太田市飯塚町546番地１　アシストＣ―103号
債務者　須藤　篤志
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３８０８号
大阪市住之江区南港東１―６　南港前団地４号棟1227、住民票上の住所大阪市西区南堀江２丁目５番14―902号
債務者　北田　　亨
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８４４号
大阪市西淀川区柏里１丁目13番17号
債務者　松田　　唯
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１６８号
大阪市北区中津１丁目18番９号　ラヴィーナ化粧品ビル508号室
債務者　戸川　良太
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３８８号
大阪府茨木市新郡山１丁目１番201号、前住所大阪府茨木市新郡山１丁目21番403号
債務者　野路店装こと　野路　忠弘
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５１４号
大阪市城東区放出西１丁目９番21号
債務者　兒島　宏子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６０２号
大阪府東大阪市川俣１丁目４番８―704号
債務者　水野　正三
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６５３号
大阪市生野区勝山北４丁目９番48号　レオパレスシエスタ102
債務者　松原　　稔
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６８６号
大阪市中央区島之内１丁目15番17号　赤須ビル403号
債務者　吉野　由美
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部